

鹿交企第141号
平成16年12月20日

各部長

各参事官 殿

各所属長

本 部 長

担当	指導広報係	TEL	
----	-------	-----	--

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の制定について（通達）

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。）が9月15日公布され、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）とともに、同月17日から施行された。

国民保護法施行令の交通関連規定及び附則第10条において改正される道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）の改正の要点は、下記のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

記

1 国民保護法第42条の規定に基づく交通規制関係

国民保護法第42条第2項の規定により、都道府県公安委員会は、国民の保護のための措置についての訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができることとされているが、同項の規定による歩行者又は車両の道路における通行の禁止又は制限の手続については、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第20条の2の規定の例によることとされた（国民保護法施行令第6条）。

したがって、国民保護法第42条第2項の規定による通行の禁止又は制限の手続については、災害対策基本法施行令第20条の2並びに災害対策基本法施

行規則（昭和37年総理府令第52号）第1条及び別記様式第1が包括的に当てはめられて適用されることとなり、例えば、国民保護法第42条第2項の規定による通行の禁止又は制限に係る標示の様式については、災害対策基本法施行規則別記様式第1中、「災害対策基本法に基づく防災訓練通行止」とあるのを「国民保護法に基づく訓練通行止」と読み替えた上で、同規則別記様式第1が適用されることとなる。

2 国民保護法第155条の規定に基づく交通規制関係

国民保護法第155条第1項の規定により、都道府県公安委員会は、住民の避難、緊急物資の運送その他の国民の保護のための措置が的確かつ迅速に実施されるようとするため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、区域又は道路の区間を指定して、緊急通行車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車その他の車両で国民の保護のための措置の的確かつ迅速な実施のためその通行を確保することが特に必要なものとして政令で定めるものをいう。）以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができることとされ、また、国民保護法第155条第2項において読み替えて準用する災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第76条の4の規定により、国家公安委員会は、国民の保護のための措置が的確かつ円滑に行われるようとするため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、関係都道府県公安委員会に対し、国民保護法第155条第1項の規定による通行の禁止又は制限に関する事項について指示することができることとされているが、同項の規定による緊急通行車両以外の車両の道路における通行の禁止又は制限の手続、同項の政令で定める車両及び同条第2項において読み替えて準用する災害対策基本法第76条の4の規定による国家公安委員会の指示については、災害対策基本法施行令第32条から第33条の2まで（第33条第4項を除く。）の規定の例によることとされた（国民保護法施行令第39条）。

したがって、国民保護法第155条第1項の規定による通行の禁止又は制限の手続等については、災害対策基本法施行令第32条から第33条の2まで（第33条第4項を除く。）並びに災害対策基本法施行規則第5条、第6条及び別記様式第2から第4までが包括的に当てはめられて適用されることとなり、例えば、国民保護法第155条第1項の規定による通行の禁止又は制限に係る標示の様式については、災害対策基本法施行規則別記様式第2中「災害対策基本法に基づく車両通行止」とあるのを「国民保護法に基づく車両通行止」に読み替えた上で同規則別記様式第2が適用されることとなり、また、緊急

通行車両についての確認に係る標章及び証明書の様式については、災害対策基本法施行規則別記様式第3及び別記様式第4がそのまま適用されることとなる。

3 道路交通法第114条の5の規定に基づく交通規制関係

国民保護法附則第10条及び武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成16年法律第113号）附則第4条により、道路交通法第114条の5の新設及び改正がなされ、武力攻撃を排除するための自衛隊又は米軍による行動が的確かつ円滑に実施されるようとするため、都道府県公安委員会による車両の通行禁止又は制限、警察官による車両等の移動等の措置、警察官が現場にいない場合における自衛官による車両等の移動等の措置、国家公安委員会による都道府県公安委員会に対する必要な指示等に関する規定が整備された。

(1) 通行の禁止又は制限の手続

道路交通法第114条の5第1項の規定に基づく通行の禁止又は制限は、国民保護法第155条第1項の規定の例によることとされていることから、その手続等については上記2を参照されたい。

(2) 国家公安委員会による指示の要件

道路交通法第114条の5第2項は、災害対策基本法の交通規制に関する条項（第76条第2項、第76条の2、第76条の3（第4項を除く。）、第76条の4及び第82条第1項）を準用しており、そのうち国家公安委員会による関係都道府県公安委員会に対する指示について定めた災害対策基本法第76条の4は、指示の発動要件について政令（災害対策基本法施行令第33条の2）に委任していることから、道路交通法施行令に、自衛隊の防衛出動時における交通の規制に関する国家公安委員会の指示の発動の要件について定める規定が新設された（改正後の道路交通法施行令第44条の2の2）。

同規定は、災害対策基本法施行令第33条の2を準用するものであり、国家公安委員会の指示は、

関係公安委員会による通行禁止等が一斉に行われていないことその他関係公安委員会による通行禁止等が適切に行われていないか、又は適切でない通行禁止等が行われようとしているため、我が国に対する外部からの武力攻撃を排除するための行動が的確かつ円滑に行われていないとき、又は行われないおそれがあるとき

に行うこととなる。